



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成25年 6月18日火曜日 第2479号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

卸売業務の廃止の届出..... (ブランド戦略課) ... 479  
 指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正..... (会計課) ... 479  
 指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 480  
 土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 480  
 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... (南予地方局農村整備課) ... 480  
 道路の供用開始(県道大洲保内線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 480

## 告 示

### ○愛媛県告示第729号

愛媛県卸売市場条例(昭和47年愛媛県条例第25号)第8条の規定に基づき、卸売業者から次のとおり卸売の業務を廃止した旨の届出があった。

平成25年 6月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

廃止年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行っていた地方卸売市場の名称	廃止した品目の部類
	住所又は所在地	氏名又は名称		
平成25年 5月31日	西条市船屋乙110番地 1	有限会社周桑青果市場	地方卸売市場愛媛青果	青果部

### ○愛媛県告示第730号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等(昭和48年9月愛媛県告示第822号)の一部を次のように改正し、平成25年7月1日から施行する。

平成25年 6月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(6) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 株式会社みずほ銀行</td> <td><u>東京都千代田区丸の内一丁目3番3号</u></td> </tr> <tr> <td>(8)~(19) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (二) 省略	名 称	位 置	(1)~(6) 省略		(7) 株式会社みずほ銀行	<u>東京都千代田区丸の内一丁目3番3号</u>	(8)~(19) 省略		一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(6) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 株式会社みずほ銀行</td> <td><u>東京都千代田区内幸町一丁目1番5号</u></td> </tr> <tr> <td>(8)~(19) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (二) 省略	名 称	位 置	(1)~(6) 省略		(7) 株式会社みずほ銀行	<u>東京都千代田区内幸町一丁目1番5号</u>	(8)~(19) 省略	
名 称	位 置																
(1)~(6) 省略																	
(7) 株式会社みずほ銀行	<u>東京都千代田区丸の内一丁目3番3号</u>																
(8)~(19) 省略																	
名 称	位 置																
(1)~(6) 省略																	
(7) 株式会社みずほ銀行	<u>東京都千代田区内幸町一丁目1番5号</u>																
(8)~(19) 省略																	

○愛媛県告示第731号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年 6月18日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成25年 6月11日

3 指定道路の位置

四国中央市川之江町字井地山1039番 8

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 23.35メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第732号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市堀江町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 6月18日

愛媛県中予地方局長 松森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799番地
"	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675番地
"	西 村 光 弘	松山市堀江町甲1478番地
"	三 好 榮 介	松山市堀江町甲1527番地 4
"	太 田 衛	松山市堀江町甲1554番地 7
"	鈴 木 理 憲	松山市堀江町甲853番地
"	新 出 務	松山市堀江町甲1660番地
"	高 橋 良 充	松山市堀江町甲1699番地 3
"	芳 本 幸 安	松山市堀江町甲1786番地 1
"	芳 野 豊 志	松山市堀江町甲2036番地
監 事	安 井 和 久	松山市堀江町甲843番地19

○愛媛県告示第734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地5349番 3 から 同町平地5360番まで	平成25年 6月18日

"	松 下 哲 士	松山市堀江町甲1833番地
"	河 野 明 夫	松山市堀江町甲877番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799番地
"	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675番地
"	西 村 光 弘	松山市堀江町甲1478番地
"	三 好 榮 介	松山市堀江町甲1527番地 4
"	太 田 衛	松山市堀江町甲1554番地 7
"	大 西 俊 成	松山市堀江町甲838番地
"	新 出 務	松山市堀江町甲1660番地
"	高 橋 良 充	松山市堀江町甲1699番地 3
"	芳 本 幸 安	松山市堀江町甲1786番地 1
"	芳 野 豊 志	松山市堀江町甲2036番地
監 事	安 井 和 久	松山市堀江町甲843番地19
"	松 下 浩 史	松山市堀江町甲1603番地
"	河 野 明 夫	松山市堀江町甲877番地

○愛媛県告示第733号

八幡浜市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 6月18日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 八幡浜市土地改良区 土地改良事業（維持管理）計画書の写し

(2) 八幡浜市土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 6月18日から 7月17日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所本所